

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県は、2008年12月に制定した「静岡県多文化共生推進基本条例」に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、2011年3月（1期目）に「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。2014年3月に1期目の基本計画の見直しを行い計画期間を2017年度までに延長し、2018年3月に2期目の計画を策定しました。

この計画期間は2021年度までであることから、今後4年間の多文化共生社会の実現に向けた本県の取組を推進するため、社会経済情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえて、新たな「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

2 計画の策定方法

本計画は、県内経済界、学識経験者、外国人県民、医療福祉、子ども支援、地域、学校教育等の外部有識者15人の委員による「静岡県多文化共生審議会」において、審議していただきました。

また、外国人県民と日本人県民を対象とした多文化共生基礎調査をはじめ、県議会での議論やパブリックコメントなど、幅広い方々の意見や要望を反映しながら策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、静岡県多文化共生推進基本条例に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な項目について定めるものです。また、総合計画の分野別計画となっています。

4 計画の期間

2022年度から2025年度までの4年間とします。

5 計画の進行管理

本計画に掲げる施策の進行状況については、毎年度、進捗状況を把握・評価し、静岡県多文化共生推進基本条例第11条に基づき静岡県多文化共生審議会に報告するとともに、県ホームページ等で公表します。

また、今後の社会経済情勢の変化や国の施策の動向等によっては、計画期間内にあっても、適宜、計画内容の見直しを行います。

第2章 外国人を取り巻く状況

1 本県の外国人県民の現況

静岡県における在留外国人数は、2020年末現在、99,629人です。

都道府県別では第8位、県総人口に占める割合は2.74%で、県民の約36人に1人が外国籍の住民という計算になります。県総人口に占める割合は、全国平均の2.29%を上回っています。

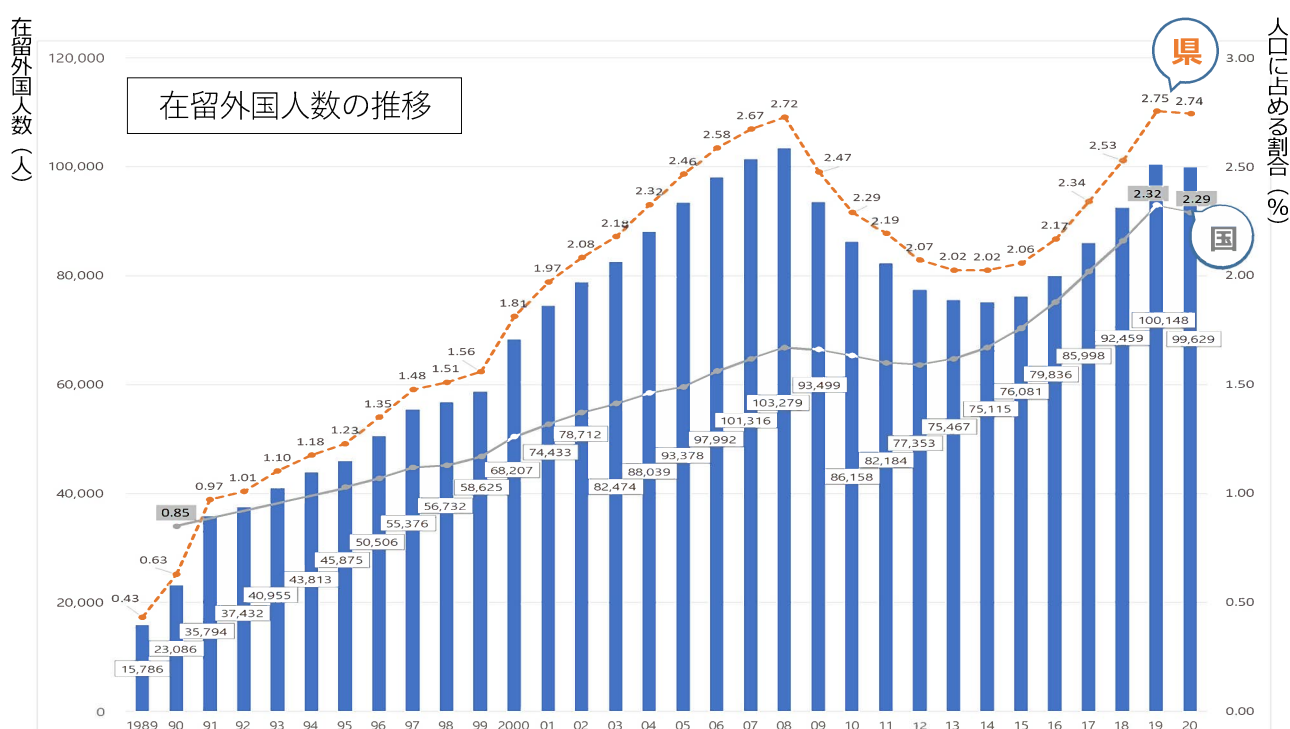
(1) 在留外国人数

静岡県内の在留外国人数は、1990年以降、毎年増加しましたが、2008年の経済危機以降減少傾向が続き、2015年末からは再び増加傾向に転じています。2019年末には、100,148人となりましたが、2020年末には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により新たな入国が規制されたことから99,629人となっています。

外国人人口上位8都府県と全国の状況

都府県名	在留外国人数	人口に占める割合
1 東京都	560,180	3.98%
2 愛知県	273,784	3.63%
3 大阪府	253,814	2.87%
4 神奈川県	232,321	2.51%
5 埼玉県	198,235	2.70%
6 千葉県	169,833	2.70%
7 兵庫県	114,806	2.10%
8 静岡県	99,629	2.74%
全 国	2,887,116	2.29%

* 在留外国人数「法務省在留外国人統計」は2020年12月末現在
* 人口に占める割合に使用した人口は「総務省人口推計」10月1日現在

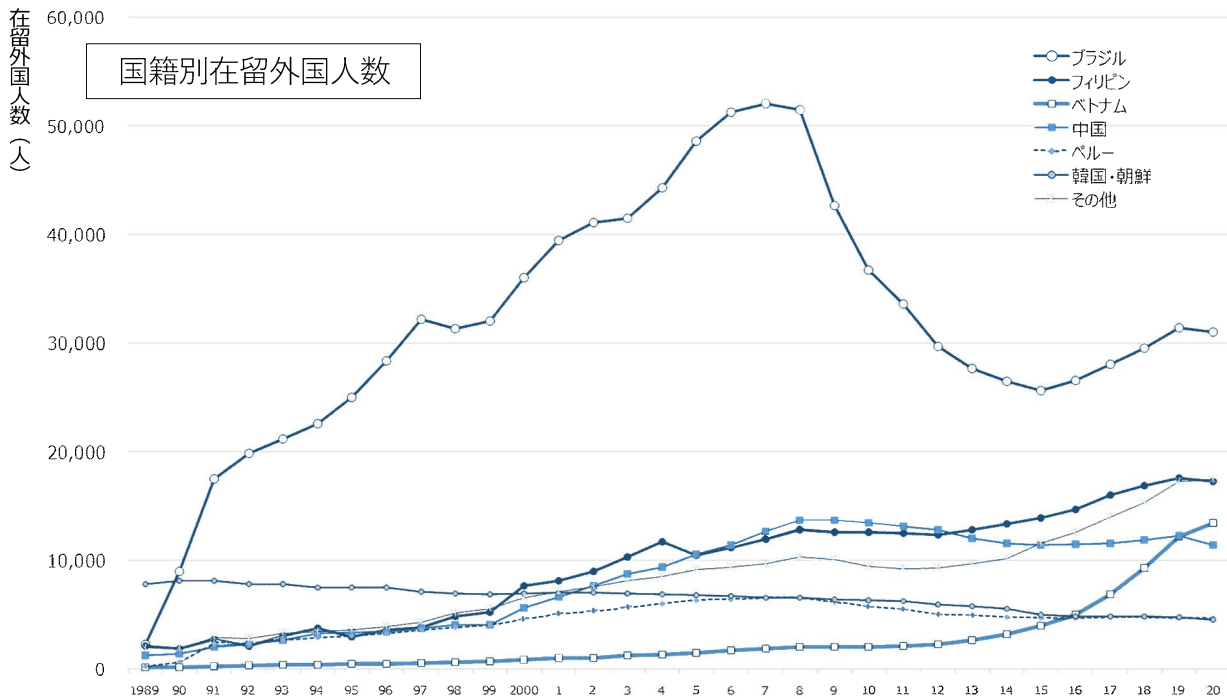
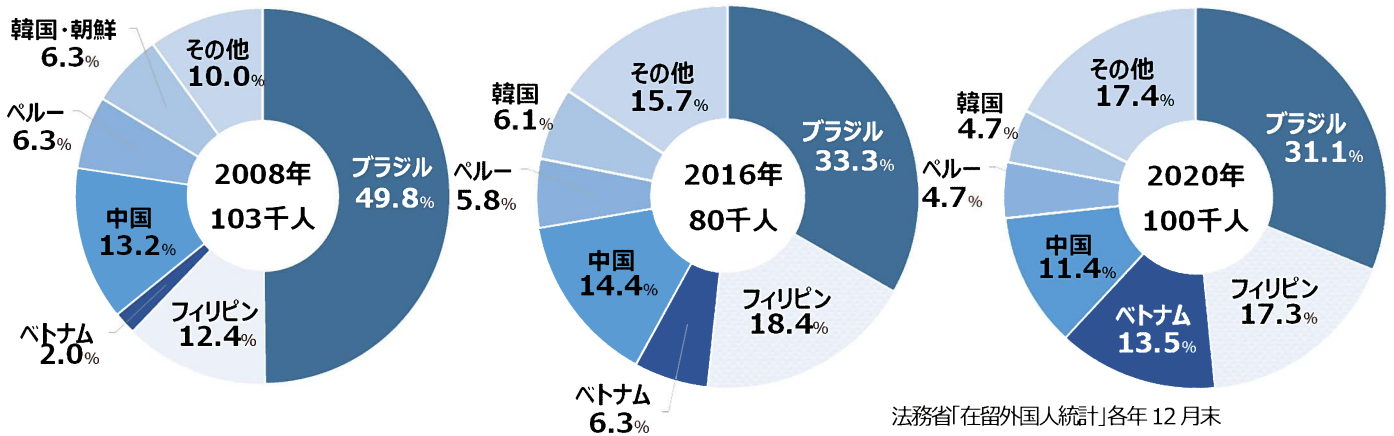


法務省「在留外国人統計」各年12月末現在、静岡県「推計人口」各年1月1日現在

(2) 外国人県民の国籍

国籍別に見ると、ブラジル人が最も多いのは変わりませんが、2008年までは、県内在留外国人の約半数を占めていたのに対し、現在は、3分の1程度に減少しています。2016年と比較するとフィリピン人は1.17倍、ベトナム人は2.67倍となっています。

国籍別割合



* 2008年までの「中国」は台湾を含んだ数、2015年以降の「韓国・朝鮮」は韓国のみ数

(年)

* 法務省「在留外国人統計」各年12月末

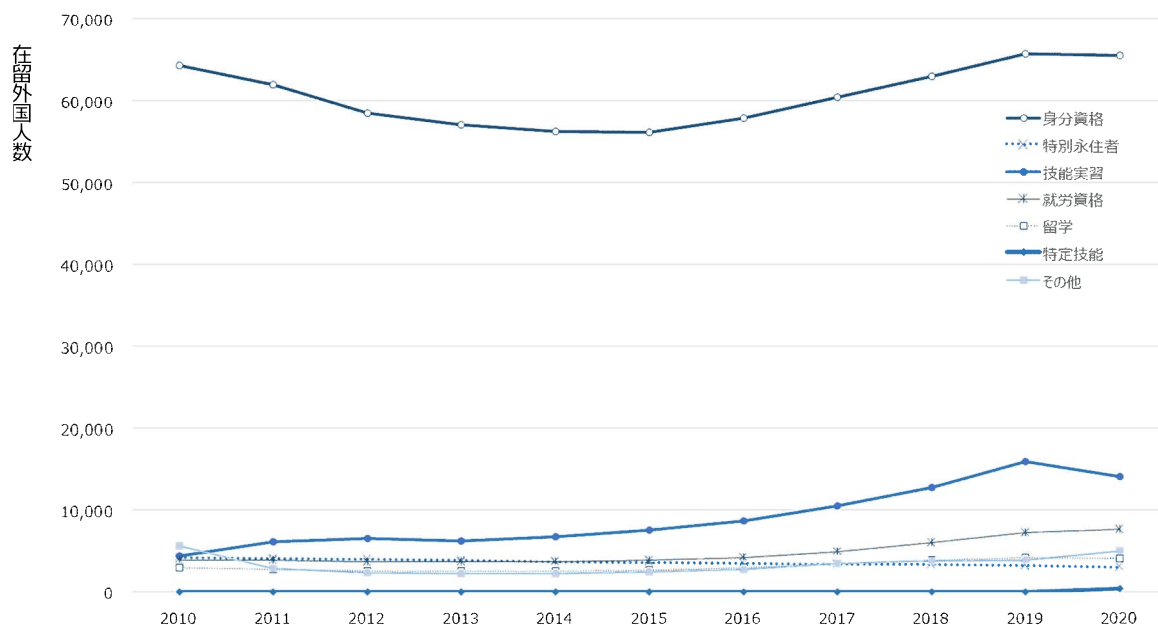
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
ブラジル	35,959	39,409	41,039	41,489	44,248	48,586	51,250	52,014	51,441	42,625	36,706	33,547	29,668	27,623	26,476	25,584	26,565	27,993	29,535	31,387	31,009
フィリピン	7,614	8,143	9,013	10,310	11,685	10,480	11,162	11,909	12,766	12,548	12,541	12,517	12,358	12,793	13,335	13,910	14,714	16,026	16,859	17,604	17,243
ベトナム	880	1,017	1,035	1,213	1,342	1,499	1,746	1,898	2,031	2,003	2,008	2,111	2,293	2,638	3,223	3,952	5,018	6,857	9,305	12,187	13,429
中国	5,647	6,639	7,662	8,776	9,352	10,532	11,402	12,672	13,670	13,655	13,458	13,116	12,784	12,026	11,577	11,385	11,461	11,573	11,853	12,279	11,374
ペルー	4,644	5,102	5,340	5,606	5,993	6,342	6,373	6,569	6,522	6,159	5,688	5,445	4,986	4,900	4,773	4,705	4,658	4,725	4,729	4,721	4,678
韓国・朝鮮	6,929	7,028	7,038	6,946	6,872	6,786	6,701	6,573	6,551	6,402	6,335	6,216	5,958	5,799	5,549	4,971	4,879	4,827	4,839	4,748	4,522
その他	6,534	7,095	7,585	8,134	8,547	9,153	9,358	9,681	10,298	10,107	9,422	9,232	9,306	9,688	10,182	11,574	12,541	13,997	15,339	17,222	17,374
合計	68,207	74,433	78,712	82,474	88,039	93,378	97,992	101,316	103,279	93,499	86,158	82,184	77,353	75,467	75,115	76,081	79,836	85,998	92,459	100,148	99,629

(3) 外国人県民の在留資格

在留資格別で見ると、2020年末では、「身分資格」が65,453人と一番多く、全体の65.7%を占めています。

2016年と比較すると「技能実習」が1.62倍、「就労資格」が1.81倍となっています。

在留資格別在留外国人数



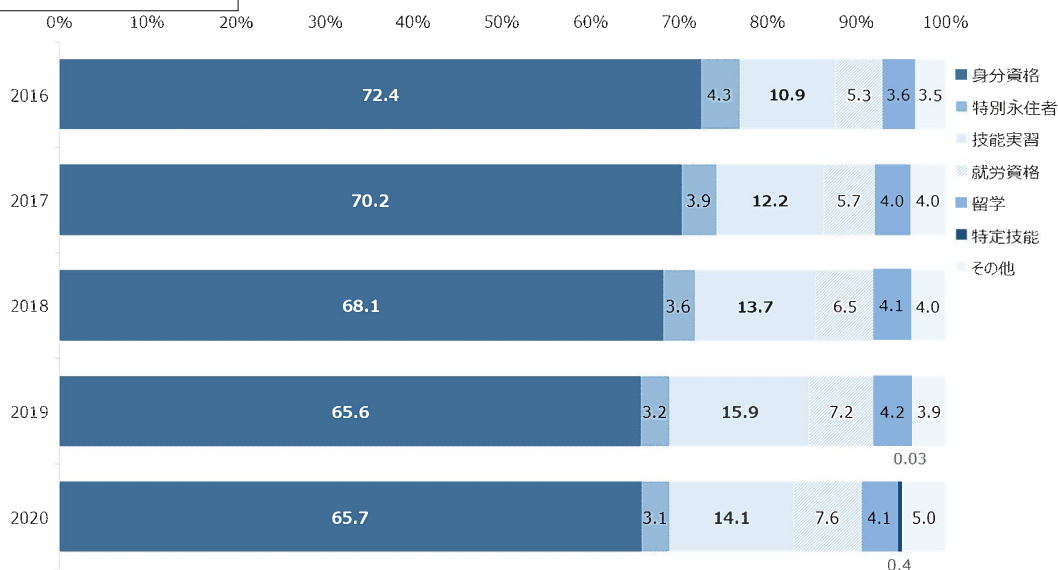
* 就労資格 「専門的・技術的分野の在留資格（入管法別表第1の1、2のうち外交、公用、技能実習を除く）
 * 身分資格 永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者 * その他 文化活動・研修・家族滞在・特定活動

法務省「在留外国人統計」(人)

各年12月末

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
身分資格	64,283	61,925	58,473	56,964	56,202	56,032	57,816	60,376	62,925	65,698	65,453
特別永住者	4,174	4,078	3,969	3,887	3,678	3,557	3,453	3,365	3,306	3,198	3,083
技能実習	4,387	6,081	6,488	6,248	6,762	7,546	8,694	10,482	12,711	15,943	14,075
就労資格	3,885	3,834	3,649	3,618	3,665	3,820	4,197	4,921	5,980	7,191	7,598
留学	2,986	2,753	2,491	2,526	2,542	2,669	2,906	3,416	3,829	4,196	4,037
特定技能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	440
短期滞在/就学	873	665	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	5,570	2,848	2,283	2,224	2,266	2,457	2,770	3,438	3,708	3,890	4,943
総数	86,158	82,184	77,353	75,467	75,115	76,081	79,836	85,998	92,459	100,148	99,629

在留資格別の割合



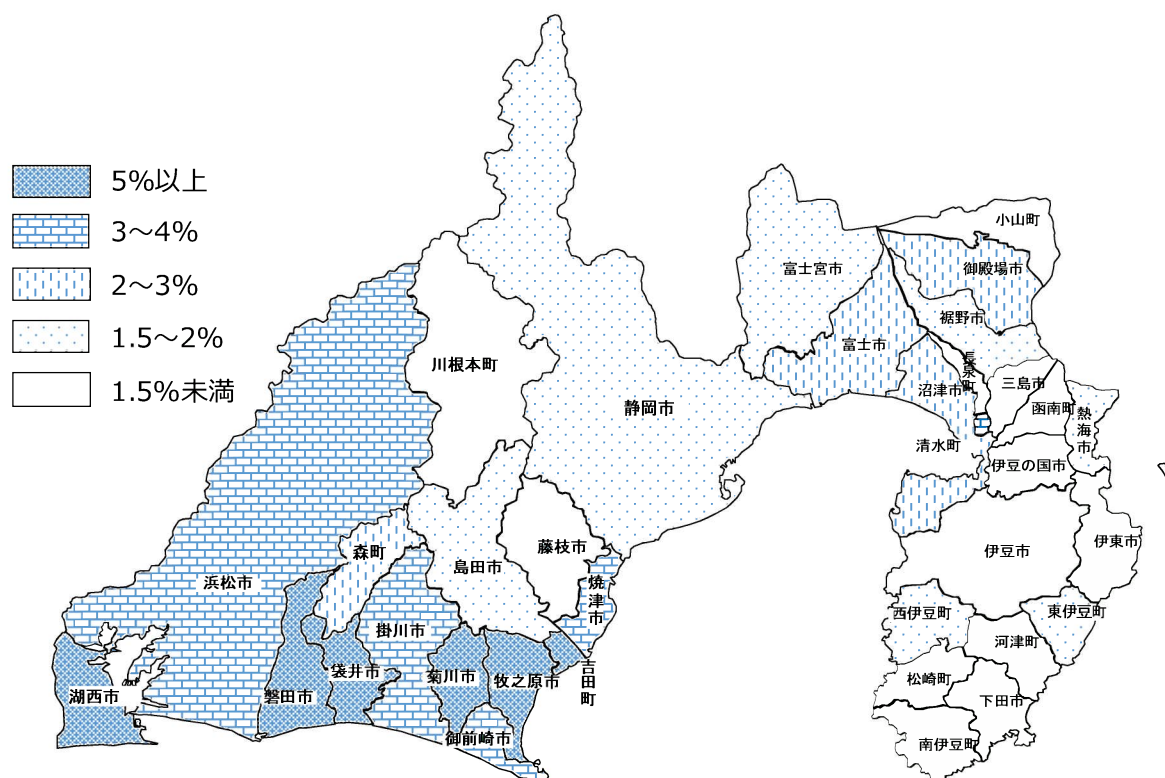
法務省「在留外国人統計」各年12月末

(4) 市町別在留外国人数

市町別に見ると、浜松市が26,352人と県内在留外国人数（99,629人）の4分の1以上（26.5%）を占め、次いで静岡市（11,144人）、磐田市（8,761人）の順となっています。

また、在留外国人比率が高い市町は、菊川市（7.90%）、湖西市（6.22%）、吉田町（6.08%）、袋井市（5.55%）、磐田市（5.29%）、牧之原市（5.22%）となっています。

市町別在留外国人数比率



市町別・国籍別在留外国人数及び比率

*法務省「在留外国人統計」2020年12月末

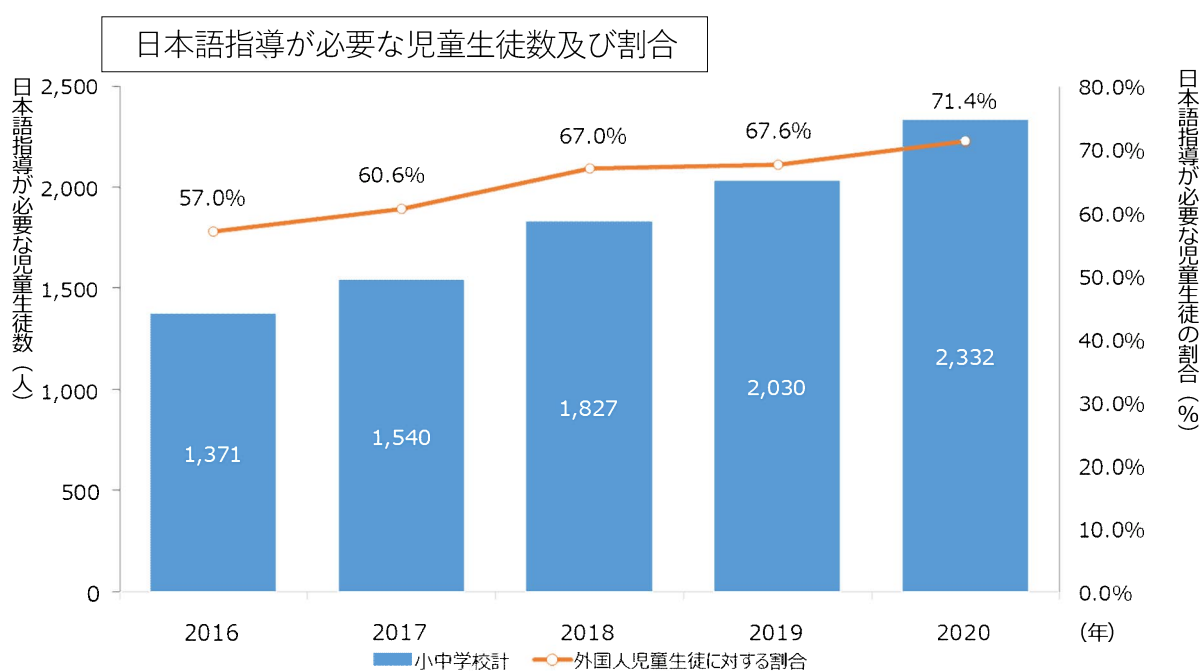
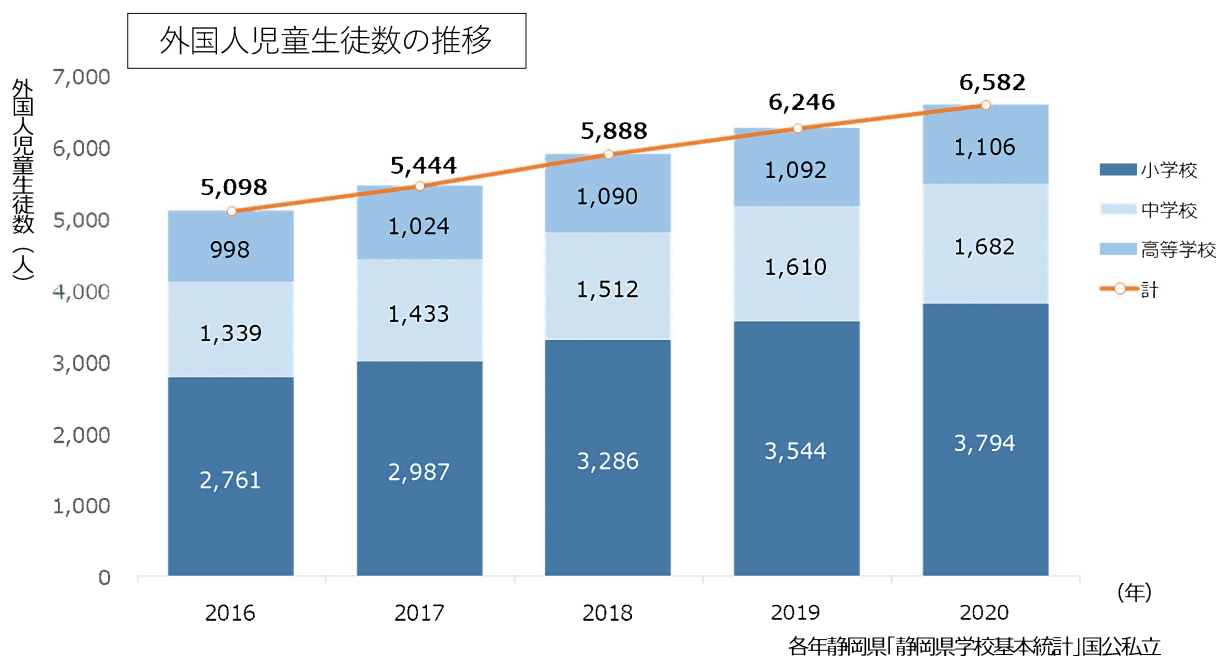
*人口に占める割合に使用した人口は「総務省人口推計」10月1日現在

市町	総数	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	韓国	インドネシア	ネパール	その他	在住外国人比率 (%)
静岡県	99,629	31,009	17,243	13,429	11,374	4,522	3,348	2,479	32,673	2.74
浜松市	26,352	9,945	4,020	3,506	2,582	1,142	1,011	335	8,241	3.34
静岡市	11,144	623	1,353	1,668	2,172	1,202	514	1,015	5,556	1.62
磐田市	8,761	5,130	1,246	640	507	112	310	28	1,569	5.29
富士市	6,032	1,369	1,004	1,077	728	383	79	143	2,267	2.47
袋井市	4,825	2,778	323	544	377	71	160	79	1,152	5.55
焼津市	4,771	855	1,875	683	461	96	143	57	1,383	3.50
掛川市	4,585	1,889	980	450	473	71	109	28	1,103	4.02
沼津市	4,513	216	1,167	702	699	351	100	154	1,852	2.40
菊川市	3,738	2,207	793	263	203	17	90	3	573	7.90
湖西市	3,591	1,946	211	365	146	34	243	19	788	6.22
御殿場市	2,469	469	558	287	384	150	48	41	869	2.85
富士宮市	2,411	415	240	627	370	83	100	65	1,180	1.89
牧之原市	2,252	1,303	333	248	167	16	31	1	462	5.22
藤枝市	1,805	265	343	216	344	92	57	38	709	1.28
吉田町	1,746	325	413	310	234	12	52	121	608	6.08
島田市	1,508	202	345	305	266	43	79	37	693	1.58
三島市	1,417	172	196	214	210	158	32	31	614	1.32
清水町	1,325	154	712	168	70	31	2	7	271	4.18
御前崎市	1,079	364	374	113	82	12	35	6	242	3.52
裾野市	778	127	118	141	123	32	7	8	303	1.54
伊東市	681	6	153	54	115	65	20	39	254	1.05
熱海市	672	20	75	117	109	86	6	105	318	1.90
伊豆の国市	645	34	108	172	93	45	23	23	333	1.39
長泉町	461	27	61	75	109	74	7	14	265	1.07
森町	384	88	21	149	62	9	10	0	230	2.21
函南町	376	12	59	120	46	29	32	0	227	1.02
伊豆市	296	14	50	34	61	24	15	21	134	1.04
小山町	243	41	22	72	20	27	12	0	131	1.33
下田市	226	7	42	21	21	23	4	8	69	1.10
東伊豆町	203	4	11	39	36	12	10	30	97	1.78
西伊豆町	118	1	13	16	45	6	0	10	67	1.67
川根本町	89	1	13	11	39	1	3	7	54	1.45
河津町	56	0	2	15	7	5	2	2	29	0.84
南伊豆町	49	0	4	5	5	7	1	4	18	0.63
松崎町	28	0	5	2	8	1	1	0	12	0.47

(5) 外国人児童生徒数

外国人児童生徒数は、2016年には5,098人でしたが、2020年には6,582人（1.29倍）になっています。小学校、中学校、高等学校のいずれも増加しており、特に小学校の児童数が増加しています。

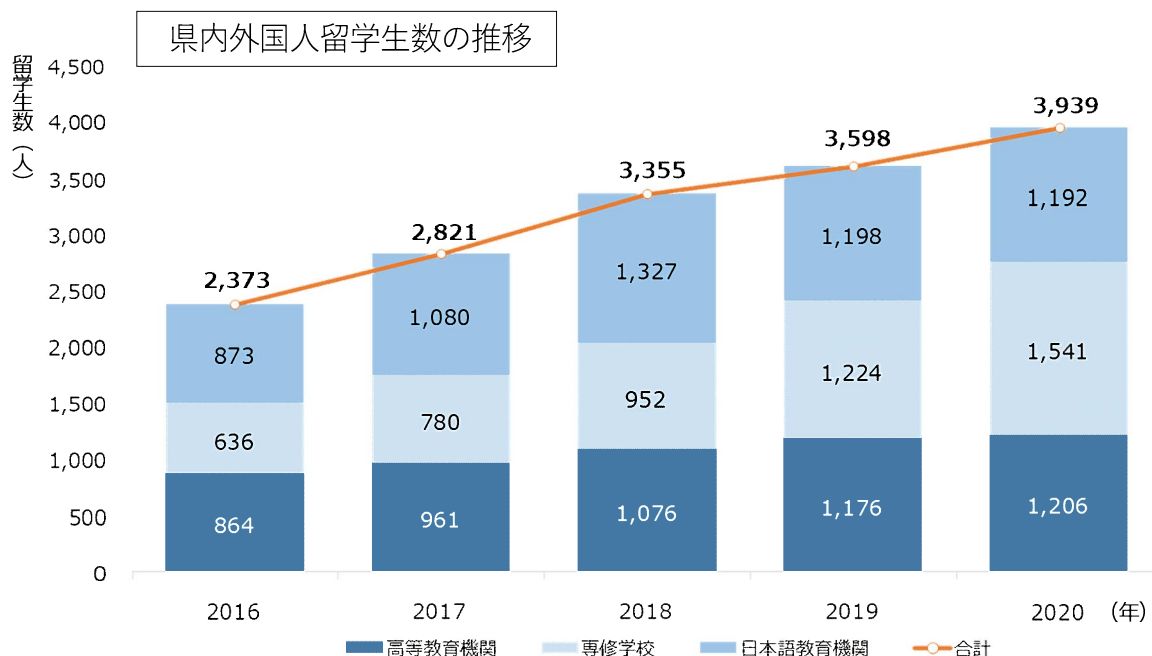
日本語指導が必要な児童生徒数は、2016年の1,371人に対し、2020年は2,332人となっています。また、日本語指導が必要な児童生徒の割合は2016年の57.0%から2020年には71.4%となっています。



* 人数は外国籍（日本籍）であって、日本語指導が必要な児童生徒数
* 割合は日本語指導が必要な児童生徒/外国につながる児童生徒数

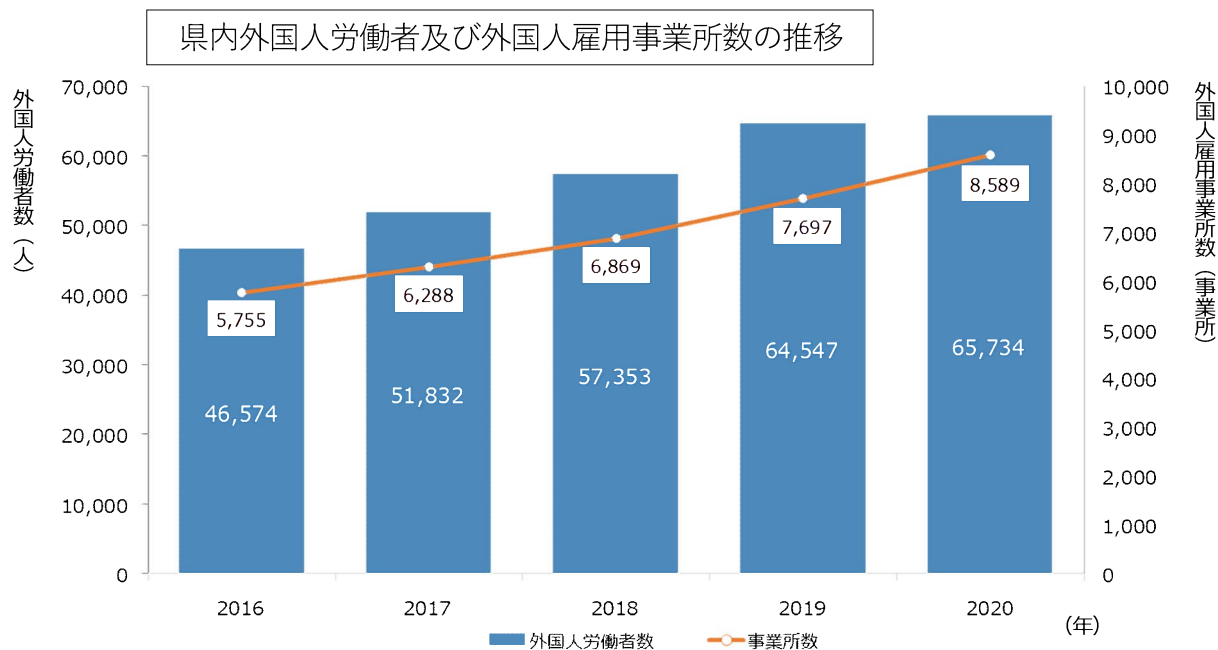
(6) 留学生数

大学等高等教育機関や専修学校・日本語教育機関に在籍する留学生数は2016年の2,373人から2020年は3,939人と1.66倍に増加しました。特に専修学校の留学生数は、2016年（636人）と比べて2020年（1,541人）は2.42倍に増加しています。



(7) 外国人労働者数

外国人労働者数は、2016年の46,574人から2020年には65,734人と1.41倍となっています。同様に、外国人を雇用する事業所も2016年（5,755箇所）から2020年（8,589箇所）と1.49倍に増加しています。



2 多文化共生を取り巻く我が国の社会情勢

(1) 在留外国人の状況

1990年の「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の施行により、3世までの日系人とその家族に対して「定住者」または「日本人の配偶者等」という、就労を含めて日本での活動に制限のない在留資格が与えられることになり、本県などの製造業の集積地において南米日系人をはじめとした外国人が大幅に増加しました。

その後、2008年の経済危機や2011年の東日本大震災の影響で減少傾向となりました。我が国の景気の回復に伴い、2013年から在留外国人数は、再び増加し始めました。法務省の在留外国人統計によると、全国の在留外国人数は、2019年末には、2,933,137人となり、統計を取り始めた1959年以来、最大値となりました。2020年末には新型コロナウイルス感染症の影響のため、2,887,116人となり、前年に比べ46,021人（1.6%）減少しました。

新型コロナウイルス感染症の流行は、在留外国人数が減少しただけでなく、雇用や医療・福祉など、外国人住民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。特に、必要な情報を入手しづらいことや医療機関や行政機関におけるコミュニケーションが大きな問題となっていることが改めて浮き彫りとなっています。

また、外国人住民（特別永住者を除く）を在留資格別に見てみると、2020年末には、身分資格*に基づく者が1,194,486人（41.3%）と最も多く、次いで技能実習が378,200人（13.1%）、技術・人文知識・国際業務が283,380人（9.8%）となっています。また、技能実習及び技術・人文知識・国際業務による在留資格の者が2016年末と比較すると、それぞれ1.6倍（378,200人）、1.7倍（283,380人）に増加しています。また、これらの資格の増加に伴い、ベトナム人が顕著に増加しています。

* 身分資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

(2) 2016年（第2期ふじのくに多文化共生推進基本計画策定時）以降の国の動き

2016年、2018年の入管法改正により、介護、特定技能の在留資格が創設され、外国人の増加が予想される中、国内での生活環境を整備する「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が2018年に閣議決定され、その後、充実、改定がされました。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では、生活者としての外国人に対する支援や外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組、新たな在留管理体制の構築等が示されたほか、2019年に施行された「日本語教育の推進に関する法律」では、国、県等の責務が明記されるなど、外国人との共生社会実現に向けた環境整備の方向性を国が明確に示しています。

さらに、社会経済情勢が変化する中で、都道府県及び市区町村における多文化共生

の推進に係る指針・計画の策定に資するため、総務省は、2020年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しました。

2020年には、法務省が、「外国人在留支援センター（F R E S C）」を、東京都新宿区に開設し、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する体制を整備しました。

■多文化共生に関する国の動き

年	月	区分	項目	内容
2016	5月	議員立法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・日本以外の出身者、その子孫を対象にした不当な差別的言動を解消するための総合的な施策の策定と実施を国に義務化 ・地方自治体には実情に応じた相談体制、教育、啓発活動等を努力義務化
	11月	法務省 厚労省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	①適正化（基本方針の策定、監督の強化、外国人技能実習機構の設立）、②制度の拡充（5年の実習可能に）。その他、地方自治体に努力義務、地域協議会の設置等を規定
		法務省	出入国管理及び難民認定法を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格「介護」の創設（介護福祉士の資格を取得した留学生の就職が可能に）（2017年9月1日施行） ・偽装滞在者対策の強化
	12月	文科省	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	基本理念として「年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保する」ことが掲げられ、「夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等」を規定（2017年2月14日施行）
2018	7月	内閣官房	外国人材の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針	<p>6月の「骨太方針2018」を踏まえ、定められた基本方針</p> <p><基本的な方針></p> <p>法務省が外国人の受入れ環境の整備に関する企画・立案並びに総合調整を行い、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ外国人の受入れ環境の整備を効率的・効果的に進める。</p>
			外国人材の受入れ・共生のための総合的対策（検討の方向性）（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動 ・生活者としての外国人に対する支援 ・外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組 ・新たな在留管理体制の構築

年	月	区分	項目	内容
2018	12月	法務省	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律	1 在留資格、「特定技能1号」、「特定技能2号」の創設 2 法務省の外局として、「出入国在留管理庁」を新設 2019年4月1日施行
			外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、国が取りまとめ 1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等 2 生活者としての外国人に対する支援 3 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組 4 新たな在留管理体制の構築
2019	6月	法務省	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、その取組を更に充実させる。 1 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進 2 共生社会実現のための受入環境整備
		文化庁	日本語教育の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育に関する基本理念を定め、国は基本理念にのっとり、日本語教育施策を総合的に推進 国は日本語教育の推進に関する基本方針を定め、地方自治体は基本方針を参酌し、基本方針を定める 事業主は、雇用する外国人及びその家族に対し、日本語学習の機会提供と学習支援に努める
	12月	法務省	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を2019年6月に策定した「総合的対応策の充実」の方向性に沿って改訂 <ul style="list-style-type: none"> 技能試験の受験機会の拡大等 一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大 やさしい日本語活用に関するガイドラインの作成等
2020	6月	文化庁	日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	「日本語教育の推進に関する法律」第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定 <ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体、事業主の責務 国内外における日本語教育の機会の拡充 等

年	月	区分	項目	内容
2020	7月	法務省	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	<p>現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能制度に関する周知・広報 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要事項の周知徹底 ・行政・生活情報の多言語化・やさしい日本語化、相談体制の充実 ・日本語教育の充実 等
	9月	総務省	地域における多文化共生推進プラン	<p>地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の見直し等を行い、多文化共生施策を推進するため、2006年3月策定の「地域における多文化共生推進プラン」を改訂</p>
2021	6月	法務省	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の作成 ・留学生が多く在籍する、日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キットを活用した検査の実施等 ・在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保等